

## 道路除草 特記仕様書

当業務は秋田市道の安全な通行の確保を目的とし、道路の除草を迅速かつ適切に行うものである。業務を実施するときは、以下の項目を遵守し、記載のない事項については担当職員に確認すること。この契約による業務を行うにあたり、個人情報の保護に関し、別記「個人情報取扱特記事項」に定める事項を遵守しなければならない。

第1 乙は当業務を自社社員で直接施工しなければならない。乙は契約時に、担当者名簿および雇用保険加入を証明できる書面(作業責任者および作業副責任者)を提出しなければならない。作業責任者および作業副責任者は、1つのブロックに専従するものとし、複数のブロックへの従事は認めない。

第2 業務は甲の指示後、14日以内で除草を完了しなければならない。ただし、天候等による不測の事態が発生し、その旨を甲に報告・協議のあった場合はこの限りでない。特に緊急を要する指示に関しては速やかに対応するものとし、乙の都合による遅延は一切認めない。

第3 除草業務に要する経費は1か月毎に精算し、月毎の初日から末日をその月の工期とし、完成書類の提出は翌月の7日までとする。ただし、10月分の除草は10月31日まで提出すること。

完成書類は次のとおりとする。

- ①除草完了報告書
- ②除草箇所集計表
- ③着工前・完成写真(見開き)
- ④作業写真
- ⑤除草箇所図(ゼンリン住宅地図程度以上の地図精度であること)

第4 乙は、甲が指定する時期においては1か月に1回以上、パトロールを実施するものとする。月初めにパトロール計画書を甲に提出すること。又、パトロール実施後は、パトロール結果表に除草箇所の地図および写真を添付し、速やかに提出しなければならない。パトロールの際に、道路の舗装面や道路施設に変状等を発見した場合は、直ちに甲に報告すること。なお、該当する除草箇所が無い場合もパトロール結果表は提出すること。

第5 除草箇所が他のブロックにまたがる場合、又はパトロール結果表の提出に伴う除草の可否等については、甲の指示を受けること。

(注)「甲」は委託者である秋田市を、「乙」は受託者をいう。

### ※ブロックについて

- |      |                  |
|------|------------------|
| 北部地区 | ブロック(1, 2, 3)    |
| 中央地区 | ブロック(4)          |
| 東部地区 | ブロック(5, 6, 7, 8) |
| 南部地区 | ブロック(9, 10)      |
| 西部地区 | ブロック(11, 12, 13) |
| 河辺地区 | ブロック(14, 15)     |
| 雄和地区 | ブロック(16, 17)     |

## 個人情報取扱特記事項

## (基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

## (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

## (責任体制の整備)

第3 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

## (派遣労働者等)

第4 乙は、この契約による業務を派遣労働者等に行わせる場合には、この契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して派遣労働者等による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

## (従事者への教育等)

第5 乙は、この業務に従事している者に対し、在職中および退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を教育し、および周知しなければならない。

## (適正な管理)

第6 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

## (収集の制限)

第7 乙は、この契約による業務を実施するために個人情報を収集するときは、当該業務を実施するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

## (利用および提供の制限)

第8 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

## (複写、複製の禁止)

第9 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を実施するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

## (再委託の制限)

第10 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を再委託（個人情報を取り扱う業務を第三者に委託し、又は請け負わせる場合をいい、二以上の段階にわたるものを含む。以下同じ。）してはならない。

## (再委託する場合の書面の提出)

第11 乙は、個人情報の取扱いを再委託しようとする場合は、あらかじめ当該再委託の内容等を記載した書面を甲に提出して甲の承認を得なければならない。

2 乙は、再委託した場合、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守

させるとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(再委託する場合の監督等)

第12 乙は、再委託した場合、再委託の相手方に対する監督および個人情報の安全管理の方法について具体的に規定し、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(資料等の返還)

第13 乙は、この契約による業務を実施するために甲から貸与され、又は乙が収集し、もしくは作成した個人情報が記録された資料等を、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故発生時における報告)

第14 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずる恐れがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の取扱状況の報告)

第15 甲は、乙がこの契約において遵守すべき個人情報の取扱いについて、乙にその状況の報告を求めることができる。

(実地調査)

第16 甲は、乙がこの契約による業務を実施するために取り扱っている個人情報の状況について、随時、実地に調査することができる。

(指示)

第17 甲は、乙がこの契約による業務を実施するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適切と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(契約解除)

第18 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、契約の解除をすることができる。

(損害賠償)

第19 乙がこの個人情報取扱特記事項に違反したことにより甲が損害を被ったときは、甲は損害賠償の請求をすることができる。

(注)「甲」は委託者である秋田市を、「乙」は受託者をいう。

## 道路除草 担当者名簿

ブロック \_\_\_\_\_

受注者名 \_\_\_\_\_

	担当者名	連絡先（携帯電話）
作業責任者		
作業副責任者		

注1) 作業責任者および作業副責任者は1つのブロックに専従するものとし、複数のブロックへの従事は認めない。

注2) 作業責任者および作業副責任者の雇用保険加入が証明できる書面を添付すること。